

私は、日本共産党前橋市議団を代表して、本議会に上程された、議案第 80 号、議案第 92 号、議案第 97 号、以上 3 議案について反対討論を行います。

はじめに、議案第 80 号令和 4 年度前橋市一般会計補正予算についてです。

反対理由の第 1 は、自治体マイナポイントの付与についてです。

本市が、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を使い、マイナンバーカードを保有する 29 歳以下の市民を対象に、キャッシュレス決済で利用できるポイント 5000 円分を付与するための 1 億 4280 万円の予算を認めることはできません。

マイナンバーカードの全国の交付率は 7 月 31 日現在、46,36%、本市は 47.14%ですが、国はマイナポイント第 2 弾で、マイナンバーカード取得者に最大 5000 ポイント、健康保険証と公金受取口座の登録でそれぞれ 7500 ポイント最大 20000 ポイントを国民一人一人に付与すると大宣伝し、莫大な財政を投入しマイナンバーカードの普及を図っています。民間ばかりか、国や行政が競うようにポイント付与を実施することは、市民に対し公平であるべき行政サービスを後退させることになると思います。

本市は 29 歳以下の交付率が、37,7%と低いのを 50%程度まで引き上げ、この世代のデジタルサービスの利用拡大を目指しています。

国は、15 歳から 17 歳までは本人同席での申し込みが必要としていますが、子供の意思や判断能力にかかわらず申請を保護者ができるというのは、子どもの人権や意思の尊重を軽視するものであり問題です。

子育て支援策といいますが、子供のポイントが保護者名義の決済サービスに登録できることは、ポイントを目的とした、子どもへの経済的虐待を誘発しかねない問題があります。

マイナンバーカードの取得は任意であり、取得に慎重な考えの人もおります。何が何でも、ポイントを付与すれば、マイナンバーカードの取得者が増えるとの短絡的な考えで事業を進めることは問題です。

反対理由の第 2 は、官民連携による法人めぶくグラウンドへの出資についてです。

前橋暮らしテック推進事業のデータ連携い基盤の運用を行う、官民連携会社めぶくグラウンドに、市が 500 万円を出資することを認めることはできません。

データ連携基盤は、行政や民間の個人情報事業者が匿名加工やオンライン結合させ民間企業に提供できるようにするためのシステム整備です。

本市は個人情報保護条例で個人情報のオンライン結合を原則として厳しく禁止し、個人情報の目的外使用や第 3 者への提供を厳しく制限してきました。また、税、社会保障、教育委員会、水道局など市の各部局が独立し、責任をもって個人情報を管理してきましたが、国の個人情報保護法改正で、市の条例が廃止され壊されようとしています。

本人同意を原則とするといいますが、行政がこれまで大切に守ってきた市民の個人情報を、外部に提供するために管理運営を民間事業者任せるとは市民理解が得られるとは思えません。

官民連携会社めぶくグラウンドに市は出資し、運用管理に対する意見やセキュリティ対策にもかかわるといいますが、データの流失、漏洩などに対する対策が十分講じられているとは言えず、市民の不安は払しょくできません。

次に、議案第 92 号工事請負契約の締結についてです。

小林・宮下特定建設工事共同企業体が 5 億 3350 万円で夜間急病診療所新築建築工事を請け負うものです。

老朽化した朝日町の現診療所から旧日赤跡地へ移転新築するものですが、合わせて、日曜休日当番医の診療を一か所で行うための施設整備を行うものです。1 階に小児科、内科に加え、外科、整形外科、耳鼻科、眼科、婦人科など 8 つの診察室と処置室、レントゲン室などを配置し、2 階では歯科医師会が休日診療を行います。

今後、電気工事、給排水工事などの発注、医療機器購入費用などを合わせると総事業費が膨らみ、大規模施設の維持管理費が市の財政負担を増大させることになりかねません。

日曜休日当番医の診療科目については、前橋医師会と市が協議中とのことですが、合意形成ができていないのに、大きな施設整備を先行することには賛成できません。

そもそも日赤病院移転に伴い、地元の診療施設を跡地に残してほしいとの強い要望には応えられていません。

次に、議案第 97 号財産の無償貸し付けについてです。

2 月 8 日に株式会社カインズは、前橋市と「企業版ふるさと納税を活用したプロスポーツ振興事業等に係る基本協定」を締結し「地方創生応援税制」(企業版ふるさと納税)を活用した事業としてローズタウン F 地区北 5 ヘクタールに天然芝 2 面、人工芝 1 面のサッカーコートとフットサルコート 3 面、クラブハウス、駐車場などの整備を進めます。

約 15 億円をかけて施設整備をおこなうため、当面同社に市は土地を無償で貸しつけ、整備終了後、施設を現物寄付として市が受け入れようとするものです。

整備後は Jリーグのザスパクサツ群馬の専用の練習場として使用され、地域の住民も活用できるようにするとしています。3 年分の維持管理費 3 億円も同社が寄付します。合わせて 18 億円の寄付を行いますが、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用により、通常の寄付の税の軽減に加え 6 割軽減が加わり、最大 9 割の税の軽減が受けられます。

企業にとっては税の優遇制度で、負担は軽減され、本市も施設整備や指定管理料が発生しないと述べていますが、本市はローズタウンの売れ残り抱え負債残高 20 億円の返済を毎年続けているのに、今後も土地を保有し続けることで、市有地の売却収入、固定資産収入は入らず、市の負債を減らすことにはなりません。

さらに、今までザスパの練習場として使っていた、下増田サッカー場の使用料収入がなくなり、天然芝 4 面と人工芝 2 面の維持管理費 7300 万円の負担に加え、ローズタウンの施設の維持管理の負担が将来、市財政を大きく圧迫することになりかねず認めることはできません。

以上 3 議案についての反対理由を申し述べ、討論といたします。